

「市町村特別給付の費用改正について」の説明文

資料6については、本区で独自に実施している「市町村特別給付」の「要支援者夜間対応サービス」について、サービス費用は国が設定する夜間対応型訪問介護の単位数をもとに設定をしておりました。

この度、令和3年度介護報酬改定により国の夜間対応型訪問介護の単位数が改正されたことに伴い、区としましては事業者の持続可能なサービス提供体制確保のためにも、費用改正が適切であると判断し、改正を行う内容となります。具体的な金額については資料6のとおりです。

なお、事前に藤井委員長に意見を伺ったところ以下のとおりの意見でした。

【国の夜間対応型訪問介護は、重度者を地域で支えるという認識から、要支援者には給付が行われていません。しかし、区として、地域包括ケアシステムの推進において、夜間対応型訪問介護は、要支援者からの利用、あるいは要介護者が一時的等の要支援になった場合の利用が欠かせないという立場から、要支援者に対する市町村特別給付を実施してきました。これは、全国ベースと比較して、一人暮らし高齢者比率が高い都心部において、適切な施策であると考えます。

今般、国の人件費等の高騰や事業経営の悪化を背景として、令和3年度以降の介護報酬が全体に引き上げられることとなり、夜間対応型訪問介護について報酬引き上げが行われたところです。

品川区等の都心部では訪問介護員の確保がより一層厳しい状況を勘案すると、区が行う市町村特別給付についても同様に引き上げることが適切と考えます。】

お手数ですが、別紙の意見書に可否を記入お願いいたします。皆様からの意見を集計後、委員長に諮問を行います。

内容確認の上、改正にご協力をお願いいたします。